

市・県民税 申告準備をお忘れなく！



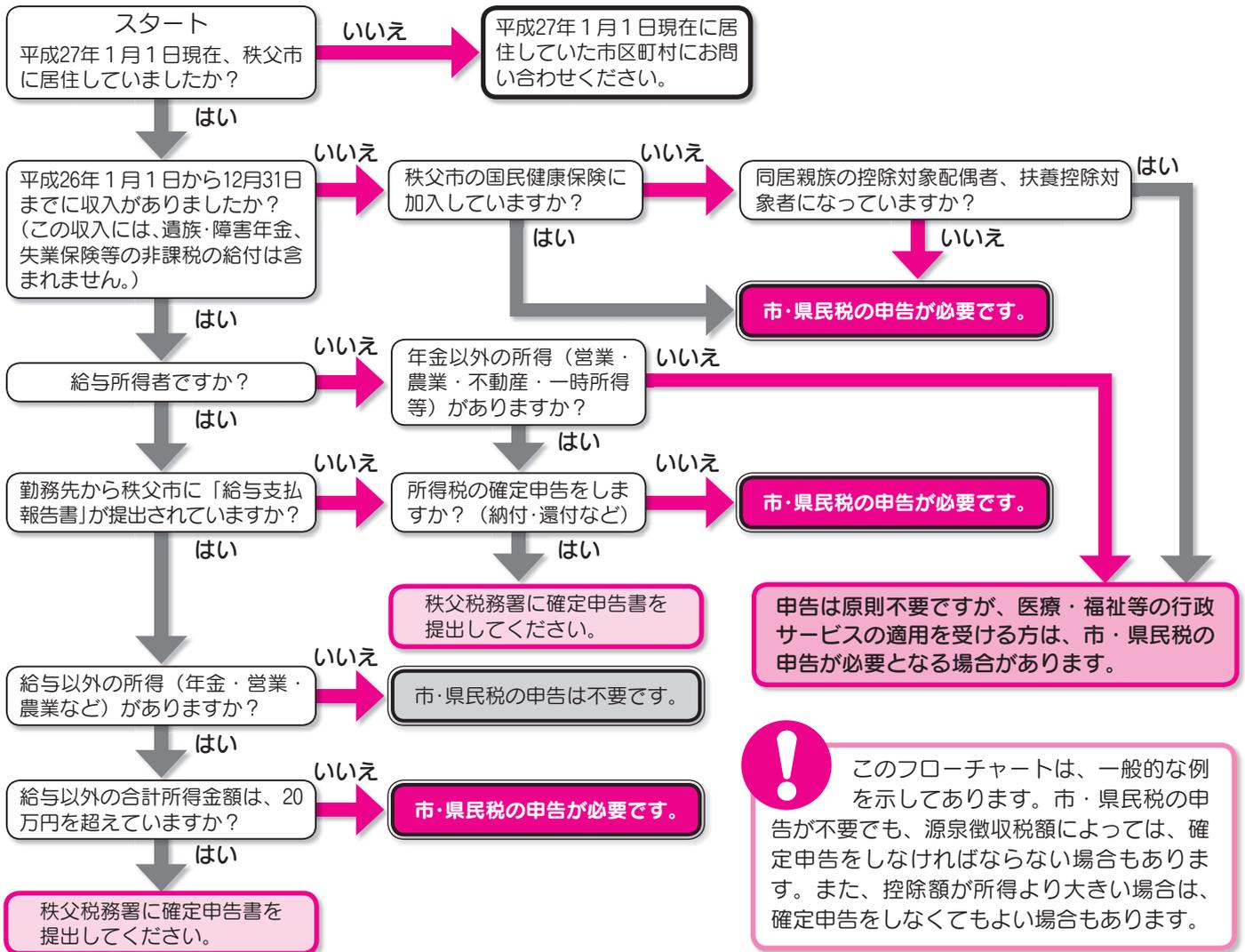
平成27年度 市・県民税申告受付

この申告は、平成27年度の市・県民税(個人住民税)を算定するための基礎資料となります。
また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要となりますので、下記のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

〈申告受付期間〉 2月16日(月)～3月16日(月)

※日程や会場等の詳細については、市報1月号に掲載します。

わたしは申告が必要？ 市・県民税申告フローチャート



! このフローチャートは、一般的な例を示してあります。市・県民税の申告が不要でも、源泉徴収税額によっては、確定申告をしなければならない場合もあります。また、控除額が所得より大きい場合は、確定申告をしなくてもよい場合もあります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、平成23年分の確定申告から、所得税の確定申告書を提出することが不要になりました。ただし、市・県民税の申告については、公的年金およびそれ以外の収入等がある場合、申告をすることで、平成26年中に納付した国民健康保険税や介護保険料等が社会保険料として控除されます。これにより、平成27年度の市・県民税が、申告をしない場合よりも低額になる場合がありますので、ご注意ください。

問 市民税課市民税担当 ☎ 22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課税務担当

吉田 ☎ 77-1113

大滝 ☎ 55-0101

荒川 ☎ 54-2115